

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、くみなどをご紹介します。

控除証明に関するQ & A

令和2年の社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されています

控除証明書をなくしてしまったのですが、再発行できますか？

再発行は可能です。紛失などにより再発行が必要な場合は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「苦小牧年金事務所」へお問い合わせください。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するために控除証明書をお使いください。

今年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、令和2年10月31日に控除証明書を発送しています。

また、今年10月1日から12月31日までの間に、令和2年中に初めて国民年金保険料を納付された方については、令和3年2月5日に控除証明書を発送する予定です。

[控除証明書に関する問い合わせ]
 苦小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135
 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

今年中（1月1日から9月30日まで）に国民年金保険料を納めているのに控除証明書が届いていない方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「苦小牧年金事務所」へお問い合わせください。

なお、今年10月1日から12月31日までの間に、令和2年中の国民年金保険料を初めて納められた方については、令和3年2月5日に控除証明書を発送します。

令和2年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の保険料控除はどうのように申告するの？

13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合は、以下の方法のいずれか1つを選択して申告することができます。

①全額納めた年に控除する
 日本年金機構より送付された「社会保険料（国民年金保険料）

をお送りする予定ですのでは注意ください。

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に對して、電話・文書・訪問により早期に納めています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによつて督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されます。だけではなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

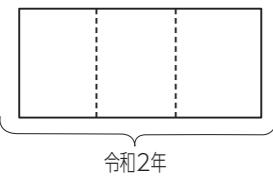
所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、住民課町民生活グループへご相談ください。

令和2年度の国民年金保険料
月額16,540円

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引がありお得です。

相談・問い合わせ

住民課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎ 26-7871
日本年金機構苦小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135



【例】口座振替で24カ月分（令和2年4月分～令和4年3月分）を前納した場合	
申告年	申告対象期間・申告額
令和2年	令和2年4月～令和2年12（9カ月分） 38万1,960円×（9カ月／24カ月）=14万3,235円
令和3年	令和3年1月～令和3年12月（12カ月分） 38万1,960円×（12カ月／24カ月）=19万980円
令和4年	令和4年1月～令和4年3月（3カ月分） 38万1,960円-14万3,235円-19万980円=4万7,745円

※上記の例の場合、令和2年に分割して申告し残りの分（15カ月分）をまとめて令和3年に申告することはできません。令和2年、令和3年、令和4年の3年に分けての申告が必要です。

